

移転価格のリスクにどう対応していくか

いかにして課税リスクや現に発生した課税に対応していくか

(参考) 移転価格の文書化資料(ドキュメンテーション)のイメージ

(措置法施行規則 22の10)

具体的にどのような根拠資料を作成しておくことが必要であり、適切かという点については、

概要としては、

- ① グループ会社間(例えば、日本本社と海外子会社)で行っている取引の種類ごとの内容説明、価格等に関する数値資料、取引図、
- ② 取引を巡り、本社や海外子会社がどのような役割を分担しているかの説明(機能分析)
- ③ 取引の種類ごとに、法定された移転価格の検討方法のどれを使用して、どのような検討に基づき、現状の取引を問題ないものとしているかの分析・説明資料(移転価格の選択された算定方法と実績との対比による検討結果)

などが主な内容となり、全体として、海外子会社等との取引についての移転価格上の根拠資料を構成することとなります。



(注) 通例、取引内容によりますが、文書化作業は3~4ヵ月から半年程度で終了。



移転価格の文書化(ドキュメンテーション)の概要

(参考) 文書化(ドキュメンテーション)の作成作業の主な流れのイメージ

移転価格の文書化は、通例では、取引に関する**役割(機能)の比較的単純な**国外関連者側(**海外子会社側**)の**利益水準(現地申告水準)**を**どの程度の水準にすることが適正か**という**結論**を目指し、必要な作業を行うことが多いものです。適正な利益水準の指標(目安)は公開されている現地企業の数値(利益率等)を活用します。

親子会社間取引状況の把握
と機能・リスク**分析**

移転価格算定方法の
検討・方向性**決定**

比較対象企業の選定、利益率
レンジの算定、**文書化**

- ・親会社、子会社の各社損益状況
- ・親子会社間のグループ間取引の種類・金額・中味
- ・グループ間取引を巡る親・子会社それぞれの役割(機能)
- ・親会社・子会社の取引についての「切り出し損益」

(現実の「利益率」や「利益配分」実績
状況の把握)

- ・法定されている算定方法のうちどれを使用するか
- ・取引構図でどの単位を検討対象としてまとめるか
- ・対象取引に影響を与える他国のグループ間取引はないか

(既定の算定方法の枠組みの中で
どのように根拠資料を作るか)

- ・例えば、営業利益／売上高で子会社側の目標利益水準を作るとすると、
○%～○%の幅(レンジ)の中

比較対象企業○社のFY00～FY05
の営業利益/売上高の各社ごとの平均

(具体的結論と検討過程の**記述化**)



移転価格の文書化(ドキュメンテーション)の概要

(参考) 諸外国の文書化に関する規定状況

国名	中国	インド	ベトナム	タイ	米国
文書化規定	棚卸資産取引2億元 サービス取引等4千 万元以上の取引の ある場合、文書化の 作成必要。	国際取引が1,000万 ルピーを超える場合 には、文書化の作成 必要。 提出要請制度もあり。	文書化作成必要。 提出要請制度もあり。	文書化規定はない が、要請により移転 価格検討文書の提 出制度あり。	文書化規定はない が、高率のペナル ティー(20%、40%)を 回避するため、実務 上必要。資料提出要 請制度もあり。
その他	移転価格課税の時 効10年。	移転価格の時効は 33か月。2012年以 降は36か月に改正 予定。	移転価格の時効は 無期限。	移転価格の時効は5 年。	移転価格の時効は 原則3年。課税金額 が一定程度を超える 場合は6年可能。

